

国際エネルギースタープログラム 基準の変更に伴うラベルの扱いについて

平成 19 年 7 月 10 日
経済産業省資源エネルギー庁
省エネルギー対策課

国際エネルギースタープログラム（以下「エネスタ」という。）については、米国 EPA において平成 19 年 7 月 20 日から基準等の変更が行われる予定となっており、日本においても同基準等の変更を予定している。

そのため、今回の基準等の改定により、日本において基準変更日以降に製造する製品にエネスタラベルを貼付するには、新たに製品届出をする必要がある。一方、現行基準において適合していた製品が、基準変更日以降の新基準には適合していない場合には消費者がカタログ等に表示されたままになっているエネスタラベルを見て、新基準に適合しているものと誤認する可能性があるため、以下について速やかな対応が必要である。

- 基準変更日以降に製造する製品についてエネスタラベルを添付するには、新基準適合の届出を行うこと。
- 基準変更日以降にメーカーが発行するカタログについてエネスタラベルを表示するには、新基準適合の届出を行うこと。従って、新基準適合の届出を行っていない製品のカタログについては、原則、基準変更日までにカタログの刷りなおしや現行基準のみの適合である旨（新基準には適合していない旨）の紙を差し込むなどの対応すること。既に、カタログに現行基準のみ適合と明記されている場合には、対応の必要はない。
- 消費者の商品選択の際には特段の影響がない取扱説明書、梱包などは基準変更日までに対応を完了しなくてもよいが、可能な限り早期に対応すること。
- 上記いずれの場合についても、流通段階に移行しており、メーカーが管理できない状況にあるものについては、対応の必要はないが、流通サイドに情報の周知を行うなど消費者が誤解しないよう対応すること。
- 日本の基準変更の発効日は 7 月 20 日とする。

以上